

主眼事項及び着眼点（指定訪問看護事業）

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
第 1 基本方針	<p>指定訪問看護の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとなっているか。</p>	<p>法第 73 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 59 条</p>
第 2 人員に関する基準 1 看護婦等の員数	<p>指定訪問看護事業者が指定訪問看護事業所ごとに置くべき看護婦等の員数は、次に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じて、次に定めるとおりとしているか。</p> <p>(1) 指定訪問看護ステーションの場合</p> <p>イ 看護職員 常勤換算方法で、2.5 以上となる員数となっているか。 また、うち 1 名は常勤となっているか。</p> <p>ロ 理学療法士又は作業療法士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数を配置しているか。</p> <p>(2) 指定訪問看護を担当する医療機関の場合 指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置いているか。</p>	<p>法第 74 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 60 条 1 項 第 60 条 1 項 の(1)のイ 第 60 条 2 項 第 60 条 1 項 の(1)のロ 第 60 条 1 項 の(2)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
2 管理者	<p>(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。</p> <p>(2) 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健婦、保健士、看護婦又は看護師であるか。</p> <p>ただし、長期間の傷病又は出張等の緊急やむを得ない理由がある場合には、管理者としてふさわしいと都道府県知事に認められた者である場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有するものであるか。</p> <p>(4) 指定訪問看護ステーションの管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は老人保健法第 19 条の訪問指導の業務に従事した経験のある者であるか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 61 条第 1 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 61 条第 2 項</p> <p>平 11 老企 25 第 5 の 1 の (2) の</p> <p>平 11 厚令 37 第 61 条第 3 項</p> <p>平 11 老企 25 第 5 の 1 の (2) の</p>
第 3 設備に関する基準	<p>(1) 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで差</p>	<p>法第 74 条第 2 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 62 条第 1 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第 4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の 説明及び同意</p> <p>2 提供拒否の禁止</p>	<p>し支えない。</p> <p>事務室については、利用申込みの受付、相談等に対応するの に適切なスペースが確保されているか。</p> <p>特に、感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。</p> <p>(2) 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行う ために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に 供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要 な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際 し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規 程の概要、訪問看護婦等の勤務の体制その他の利用申込者 のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した 文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用 申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。</p> <p>指定訪問看護事業者は、正当な理由なく指定訪問看護の提 供を拒んでいないか。</p> <p>特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否 していないか。</p>	<p>平 11 老企 25 第 5 の 2 の (1) の 、</p> <p>平 11 厚令 37 第 62 条第 2 項</p> <p>法第 74 条第 2 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 8 条)</p> <p>準用(平 11 老 企 25 第 3 の 3 の(1))</p> <p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 9 条)</p> <p>準用(平 11 老 企 25 第 3 の 3</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
3 サービス提供困難時の対応	<p>指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認められた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>の(2)) 平 11 厚令 37 第 63 条</p>
4 受給資格等の確認	<p>(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめているか。</p> <p>(2) 指定訪問看護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問看護を提供するよう努めているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 11 条 第 1 項) 平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 11 条 第 2 項) (法 73 条 2 項)</p>
5 要介護認定等の申請に係る援助	<p>(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 12 条 第 1 項)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>6 心身の状況等の把握</p> <p>7 居宅介護支援事業者等との連携</p>	<p>(2) 指定訪問看護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 12 条 第 2 項)</p>
	<p>指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 13 条)</p>
	<p>(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 64 条 1 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 64 条 第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	<p>指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 15 条)</p>
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>指定訪問看護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問看護を提供しているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 16 条)</p>
10 居宅サービス計画等の変更の援助	<p>指定訪問看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 17 条)</p>
11 身分を証する書類の携行	<p>(1) 指定訪問看護事業者は、訪問看護婦等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>(2) 証書等には、当該指定訪問看護事業所の名称、当該訪問看護婦等の氏名の記載があるか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 18 条) 準用(平 11 老 企 25 第 3 の 3 の(8))</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
12 サービスの提供 の記録	<p>指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、当該指定訪問看護の提供日及び内容、当該指定訪問看護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p>	平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 19 条)
13 健康手帳への記 載	<p>指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳（老人保健法第 13 条の健康手帳をいう。）の医療の記録に係るページに必要な事項を記載しているか。</p> <p>〔ただし、健康手帳を有しない者については、この限り〕 でない。</p> <p>なお、医療の記録のページには、以下の記載をしているか。</p> <p>「医療機関等名称・所在地・電話」の欄には、指定訪問看護事業所の名称、所在地及び電話番号を記載しているか。</p> <p>「外来・入退院年月日」の欄には、利用開始及び終了年月日を記載しているか。</p>	平 11 厚令 37 第 65 条 平 11 老企 25 第 5 の 3 の(2)
14 利用料等の受領	<p>(1) 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p>	平 11 厚令 37 第 66 条第 1 項

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(2) 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額と、健康保険法第 43 条第 1 項に規定する療養の給付若しくは同法第 44 条ノ 4 第 1 項に規定する指定訪問看護又は老人保健法第 17 条第 1 項に規定する医療若しくは同法第 46 条の 5 の 2 第 1 項に規定する指定老人訪問看護のうち指定訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定訪問看護事業者は、上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>(4) 指定訪問看護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(6) 指定訪問看護事業者は、法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問看護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同</p>	<p>平 11 厚令 37 第 66 条第 2 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 66 条第 3 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 66 条第 4 項</p> <p>法第 41 条第 8 項</p> <p>施行規則第 65 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>15 保険給付の請求のための証明書の交付</p>	<p>条第4項第1号に規定する厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定訪問看護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問看護に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区別して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 21 条)</p>
<p>16 指定訪問看護の基本取扱方針</p>	<p>(1) 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われているか。</p> <p>(2) 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 67 条第 1 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 67 条第 2 項 (法 73 条 1 項)</p>
<p>17 指定訪問看護の具体的取扱方針</p>	<p>(1) 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っているか。</p> <p>(2) 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っている</p>	<p>平 11 厚令 37 第 68 条第 1 号</p> <p>平 11 厚令 37 第 68 条第 2 号</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>18 主治の医師との 関係</p>	<p>か。</p> <p>(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これをを行っているか。</p> <p>(4) 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。</p> <p>(5) 特殊な看護等については、これを行っていないか。</p> <p>(1) 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしているか。</p> <p>(2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。</p> <p>(3) 指定訪問看護事業者は、主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っているか。</p> <p>当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、(2)及び(3)の規定にかかわらず、(2)の主治の医師の文書による指示並びに(3)の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 68 条第 3 号</p> <p>平 11 厚令 37 第 68 条第 4 号</p> <p>平 11 厚令 37 第 68 条第 5 号</p> <p>平 11 厚令 37 第 69 条第 1 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 69 条第 2 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 69 条第 3 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 69 条第 4 項</p>
<p>19 訪問看護計画及 び訪問看護報告書 の作成</p>	<p>(1) 看護婦等（准看護婦及び准看護師を除く。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサー</p>	<p>平 11 厚令 37 第 70 条第 1 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>20 同居家族に対す</p>	<p>ビスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しているか。</p> <p>(2) 看護婦等（准看護婦及び准看護師を除く。）は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しているか。</p> <p>(3) 看護婦等（准看護婦及び准看護師を除く。）は、作成した訪問看護計画書の主要な事項について、利用者又はその家族に説明しているか。</p> <p>また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p> <p>(4) 看護婦等（准看護婦及び准看護師を除く。）は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しているか。</p> <p>（ここに規定する報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいう。）</p> <p>(5) 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っているか。</p> <p>当該指定訪問看護事業者が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、(1)から(5)の規定に係わらず指定訪問看護計画書及び指定訪問看護報告書は診療記録への記載をもって代えることができる。</p> <p>指定訪問看護事業者は、看護婦等にその同居の家族である</p>	<p>平 11 厚令 37 第 70 条第 2 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 70 条第 3 項</p> <p>平 11 老企 25 第 5 の 3 の(6) の</p> <p>平 11 厚令 37 第 70 条第 4 項</p> <p>平 11 老企 25 第 5 の 3 の(6) の</p> <p>平 11 厚令 37 第 70 条第 5 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 70 条第 6 項</p> <p>平 11 厚令 37</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>る訪問看護の禁止</p> <p>21 利用者に関する 市町村への通知</p> <p>22 緊急時等の対応</p> <p>23 管理者の責務</p> <p>24 運営規程</p>	<p>利用者に対する指定訪問看護の提供をさせていないか。</p> <p>指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>正当な理由なしに指定訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>訪問看護婦等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(1) 指定訪問看護事業所の管理者は、指定訪問看護事業所の従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定訪問看護事業所の管理者は、当該指定訪問看護事業所の従業者に、平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号の「第 4 章第 4 節 運営に関する基準」の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次</p>	<p>第 71 条</p> <p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 26 条)</p> <p>平 11 厚令 37 第 72 条</p> <p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 52 条 第 1 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 52 条 第 2 項)</p> <p>平 11 厚令 37</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
25 勤務体制の確保等	<p>に掲げる重要事項を内容とした運営規程を定めているか。</p> <p>事業の目的及び運営の方針</p> <p>従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>営業日及び営業時間</p> <p>指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>通常の事業の実施地域</p> <p>緊急時等における対応方法</p> <p>その他運営に関する重要事項</p> <p>(1) 指定訪問看護事業者は、利用者に対して適切な指定訪問看護を提供できるよう、指定訪問看護事務所ごとに、訪問看護婦等の勤務の体制を定めているか。</p> <p>なお、指定訪問看護ステーションにおいては、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護婦等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>また、指定訪問看護を担当する医療機関の場合、指定訪問看護事業所ごとに、指定訪問看護に従事する看護婦等の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定訪問看護事業所の看護婦等については、労働者派遣法に規定する派遣労働者ではないか。</p> <p>(3) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、当該指定訪問看護事業所の訪問看護婦等によって指定訪問看護を提供しているか。</p>	<p>第 73 条</p> <p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 30 条 1 項)</p> <p>平 11 老企 25 第 5 の 3 の(7) の</p> <p>平 11 老企 25 第 5 の 3 の(7) の</p> <p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 30 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
26 衛生管理等	<p>(4) 指定訪問看護事業者は、訪問看護婦等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>(1) 指定訪問看護事業者は、訪問看護婦等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>特に、指定訪問看護事業者は、訪問看護婦等が感染源となることを予防し、また訪問看護婦等を感染の危険から守るため、使い捨て手袋等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じているか。</p>	<p>2 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 30 条 3 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 31 条 第 1 項)</p> <p>準用(平 11 老 企 25 第 3 の 3 の (19))</p>
27 掲 示	<p>(2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問看護婦等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 31 条 第 2 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 32 条)</p>
28 秘密保持等	<p>(1) 指定訪問看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 33 条)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
29 広告	<p>(2) 指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な処置を講じているか。</p> <p>(3) 指定訪問看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p>指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>第1項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 33 条 第 2 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 33 条 第 3 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 34 条)</p>
30 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>指定訪問看護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 35 条)</p>
31 苦情処理	<p>(1) 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載す</p>	<p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 36 条 第 1 項)</p> <p>準用(平 11 老 企 25 第 3 の 3 の(22)の)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
32 事故発生時の対応	<p>るとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p> <p>(2) 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に関し、法 23 条(文書の提出等)の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。</p> <p>また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 36 条 第 2 項)</p>
	<p>(3) 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法 第 176 条(連合会の業務)第 1 項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 74 条準用 (第 36 条第 3 項)</p>
	<p>(1) 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 37 条 第 1 項)</p>
	<p>(2) 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(3) 指定訪問看護事業者は、事故が生じた際にはその原因</p>	<p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 37 条 第 2 項)</p> <p>準用(平 11 老</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
33 会計の区分	<p>を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p> <p>指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p>	<p>企 25 第 3 の 3 の(23)の)</p> <p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 38 条)</p>
34 記録の整備	<p>(1) 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>(3) 少なくとも次に掲げる記録を2年間備えているか。</p> <p style="padding-left: 40px;">指定訪問看護に関する記録</p> <p style="padding-left: 40px;">イ 指示書、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（指定訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、診療録及び診療記録の保存でも差し支えない。）</p> <p style="padding-left: 40px;">ロ 記録書</p> <p style="padding-left: 40px;">準用される基準第 26 条に係る市町村への通知に係る記録</p>	<p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用(第 39 条 第 1 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 74 条 準用 (第 39 条 第 2 項)</p> <p>平 11 老企 25 第 5 の 3 の(7) の</p>
第 5 変更の届出等	<p>指定訪問看護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生省令(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号</p>	<p>法第 75 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第 6 介護給付費の算定 及び取扱い</p> <p>1 基本的事項</p> <p>2 訪問看護費の算定</p>	<p>「介護保険法施行規則」第 131 条) で定める事項に変更があったとき、又は当該指定訪問看護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生省令(同上)で定めるところにより、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(1) 指定訪問看護事業に要する費用の額は、平成 12 年厚生省告示第 19 号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p> <p>(2) 指定訪問看護事業に要する費用の額は、平 12 年厚生省告示第 22 号の「厚生大臣が定める 1 単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3) 1 単位の単価に単位数を乗じて得た額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p>通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他平成 12 年厚生省告示第 23 号(厚生大臣が定める者等)の三の患者を除く。)に対して、その主治の医師の指示(指定訪問看護ステーションにあっては、主治の医師が交付した文書による指示)及び訪問看護計画に基づき、指定訪問看護事業所の看護婦等が指定</p>	<p>法第 41 条第 4 項 法第 53 条第 2 項</p> <p>平 12 厚告 19 の一</p> <p>平 12 厚告 19 の二</p> <p>平 12 厚告 19 の三</p> <p>平 12 厚告 19 の別表の 3 の注 1</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>3 早朝・夜間・深夜訪問看護加算</p>	<p>訪問看護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問看護計画に位置付けられた内容の指定訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、准看護婦又は准看護師が指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>また、訪問看護ステーションの理学療法士又は作業療法士が指定訪問看護を行った場合は、830単位を算定しているか。</p> <p>夜間(午後6時から午後10時までの時間)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間)に指定訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>また、深夜(午後10時から午前6時までの時間)に指定訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平 12 厚 告 19 の別表の3の 注2</p>
<p>4 特別地域訪問看護加算</p>	<p>平成12年厚生省告示第24号(厚生大臣が定める地域)に所在する指定訪問看護事業所又はその一部として使用される事務所の看護婦等が指定訪問看護を行った場合は、特別地域訪問看護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平 12 厚 告 19 の別表の3の 注3</p>
<p>5 緊急時訪問看護加算</p>	<p>平成12年厚生省告示第25号(厚生大臣が定める基準)の一に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問</p>	<p>平 12 厚 告 19 の別表の3の</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として、1 月につき 1,370 単位を所定単位数に加算し、指定訪問看護を担当する医療機関が利用者の同意を得て計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として、1 月につき 840 単位を所定単位数に加算しているか。</p>	注 4
6 特別管理加算	<p>指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(平成 12 年厚生省告示第 23 号「厚生大臣が定める者等」の四に該当する状態にあるものに限る。)に対して、指定訪問看護事業所が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、特別管理加算として、1 月につき 250 単位を所定単位数に加算しているか。</p>	平 12 厚告 19 の別表の 3 の注 5
7 ターミナルケア加算	<p>在宅で死亡した利用者について、死亡月の前月以前の月に当該利用者に対する指定訪問看護の提供を開始した指定訪問看護事業所の看護婦等が、その死亡前 24 時間以内にターミナルケアを行った場合は、死亡月につき 1,200 単位を所定単位数に加算しているか。</p>	平 12 厚告 19 の別表の 3 の注 6
8 主治の医師の特別な指示があった場合の取り扱い	<p>指定訪問看護を利用しようとする者の主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く。)が当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示を行</p>	平 12 厚告 19 の別表の 3 の注 7

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>9 サービス種類相互の算定関係</p>	<p>った場合は、その指示の日から 14 日間に限って、訪問看護費を算定していないか。</p> <p>利用者が痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、訪問看護費を算定していないか。</p>	<p>平 12 厚告 19 の別表の 3 の 注 8</p>